

第4章 計画の具体的な取組（施策の展開）

1 いつまでも健康で、生きがいを持って暮らせるまちづくり

高齢者が、心身ともに健やかに暮らせるよう、積極的な健康づくりと介護予防を推進することで健康寿命*の延伸を図り、可能な限り自立した生活を送れることを目指します。

また、高齢者の一人ひとりが豊富な知識・技能・経験等を生かし、地域や社会の一員として自分らしく活躍し、生きがいのある暮らしを続けられるよう支援します。

基本目標を評価する指標

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和8年度 (目標年度) |
|---|--|--|--|--|
| 年齢階級別要介護認定率 ※各年齢の要支援・要介護認定者 数÷各年齢の被保険者数 | 65-74歳 5.2% 75-84歳 20.6% 85歳以上 60.3% | 65-74歳 5.3% 75-84歳 19.7% 85歳以上 58.7% | 65-74歳 5.3% 75-84歳 19.7% 85歳以上 58.7% | 維持 目標値： 65-74歳 5.3% 75-84歳 19.7% 85歳以上 58.7% |
| 主観的健康観「とてもよい」 「まあよい」の割合 | — | 82.3% | — | 上昇 目標値：84.3% (令和7年度調査) |
| 「生きがいあり」の割合 | — | 56.1% | — | 上昇 目標値：58.1% (令和7年度調査) |
| 外出頻度「週1回以下」の割合 | — | 16.5% | — | 減少 目標値：14.6% (令和7年度調査) |

(1) 介護予防・健康づくりの推進【重点】

現状と課題

介護予防・認知症予防や健康づくりは、特別なこととして行うのではなく、日常生活の中で継続して行うことが重要です。継続にあたっては、一人ではなく、グループで活動する方がより効果的です。

本市では、健康づくりグループや通いの場での取組等、保健事業とも連携しながら、身近な地域でグループでの活動ができるよう、各種施策を展開してきました。

高齢者の中でも要介護認定を受ける割合が高い後期高齢者の割合が増えてきていることから、高齢者全体の要介護認定率は上昇していますが、年齢階級別に分けた要介護認定率は低下傾向にあります。また、性・年齢の影響を排除した調整済み認定率は、表1のとおりです。全体としての調整済み認定率は低下傾向にあり、介護予防・重度化防止の取組は一定の効果が得られています。一方、高い介護度ほどその低下率は小さく、未認定者や軽度者への自立支援・重度化防止の効果が出ているものの、中・重度要介護者の重度化防止に課題がある状況です。

【表1 調整済み認定率】

| | | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 令和4年度末 |
|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援1～要介護5 | | 15.2% | 15.2% | 14.5% | 14.1% |
| 内訳 | 要支援1～要支援2 | 5.1% | 5.1% | 4.8% | 4.5% |
| | 要介護1～要介護2 | 5.3% | 5.3% | 5.0% | 4.9% |
| | 要介護3～要介護5 | 4.8% | 4.8% | 4.7% | 4.7% |

資料：地域包括ケア「見える化」システムのデータをもとに一部編集

未認定者や要支援者、基本チェックリストの基準該当者については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、「外出を控えている」と回答した割合が39.4%で、外出を控えている理由として「新型コロナウイルスの感染予防」と回答した割合が76.2%と高く、新型コロナウイルス感染症の流行による活動自粛の影響がみられます。外出の少ない人は要介護状態となるリスクが高いため、今後、生活不活発により機能低下が生じる人が増加することが予想されます。

さらに、令和元年度（2019年度）末時点には57グループあった健康づくりグループは、令和4年度（2022年度）末時点には49グループまで減少しています。健康づくりグループや通いの場の活動場所にも偏りがあり、市全域で身近な活動場所があるとは言い難い状況です。また、健康づくりグループが継続して取り組めるよう支援を行う「いきいき体操の会」の会員が減少・高齢化の傾向にあり、健康づくりグループのフォローアップを行う体制についても課題となっています。

今後の方向性

- 中・重度要介護者の慢性期のリハビリの充実に向けて、要介護状態の悪化防止に効果的なサービスの提供体制について検討します。
- 要介護認定を受けていない人への介護予防・健康づくりに関する知識や取組の普及・啓発を行うとともに、今後悪化のおそれがある人の抽出や介入方法について検討します。
- 要支援者及び基本チェックリストの基準該当者の機能低下を防ぐため、保健センターによるケアプラン*作成時の助言について、取組内容や効果をケアマネジャー*等へ周知します。
- 市全域で身近な地域で介護予防・健康づくり活動が行えるよう、活動が少ない地域に積極的に働きかけます。
- 健康づくりグループのフォローアップを行う体制について検討を行います。

① 地域での介護予防・健康づくりの支援

| | |
|-------------------------------------|---|
| 健康づくりグループ（地域介護予防活動支援事業） | <p>健康づくりグループは、健康づくりを目的として自主的に活動している市民のグループです。「摂津みんなで体操四部作*」や「せつつはつらつ脳トレ体操*」等を通じて、健康な身体づくりを目指した活動をしています。</p> <p>また、健康づくりグループ間の交流や日々の活動にあたっての目標づくりを目的に、市内の健康づくりグループが集まる交流会を開催しています。</p> |
| 通いの場へのリハビリ専門職の派遣（地域リハビリテーション活動支援事業） | つどい場やサロン等の通いの場に作業療法士*・理学療法士*などのリハビリテーション専門職が出向いて、体操等を通じてフレイル対策を実施しています。 |
| はつらつ元気でまっせ講座（介護予防普及啓発事業） | <p>週に1回5人以上で活動を行うグループに対して、継続的な介護予防活動が行えるよう、依頼に応じて保健師・作業療法士（または理学療法士）・栄養士が地域に出向き、体力測定やせつつみんなで体操四部作、脳トレ体操を実施し、口腔・栄養に関する講話を行う全7回の連続講座です。</p> <p>既に活動しているグループだけでなく、これから活動を考えているグループからの依頼にも応じており、講座後も体操四部作などを通じて介護予防に資する活動が継続できるよう自主グループ化に向けた支援をしています。</p> |
| 介護予防講座や認知症予防の取組（介護予防普及啓発事業） | 具体的な介護予防や認知症予防の知識やスキルを普及するため、市民向け講座を実施しています。 |

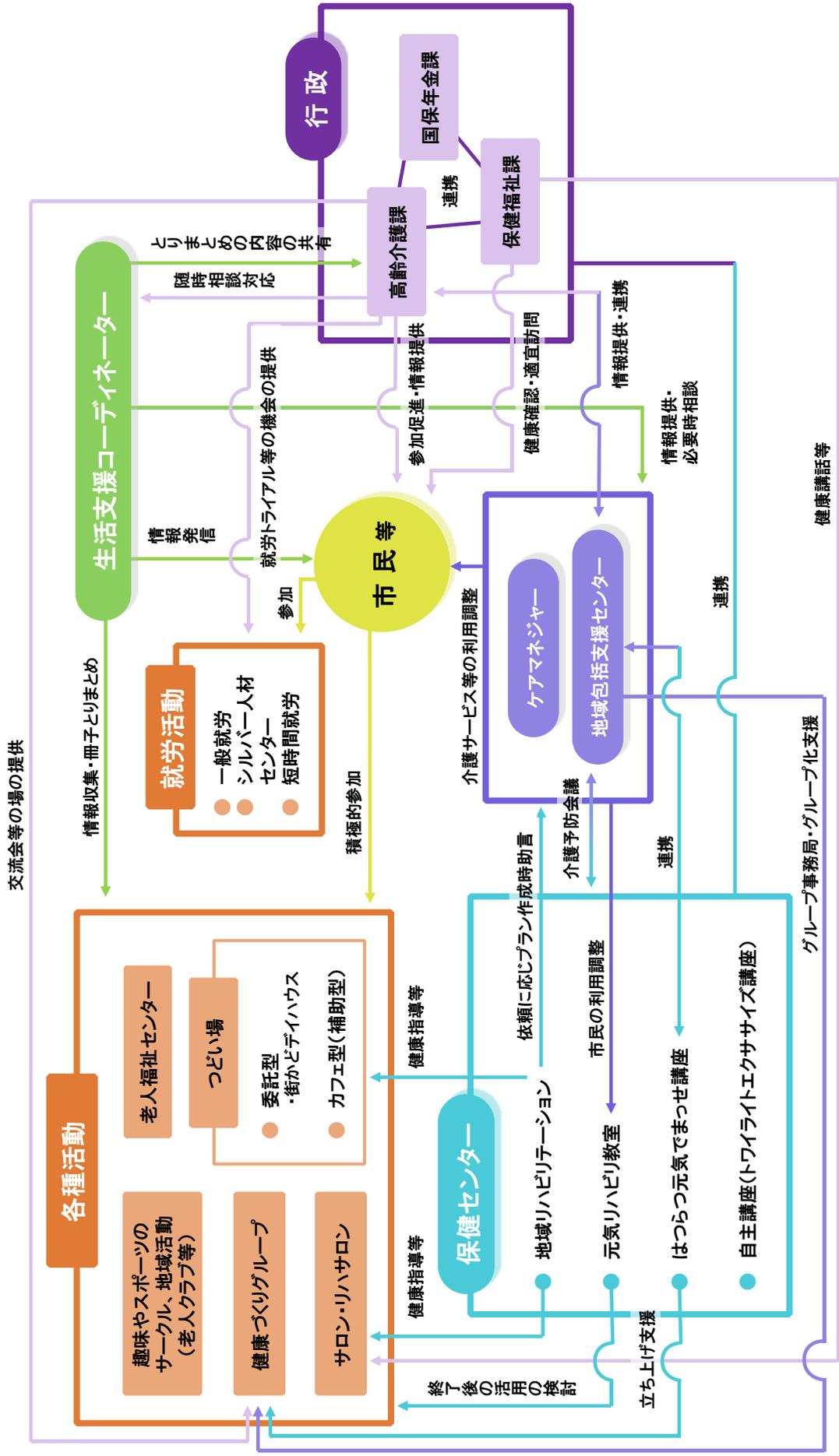


健康づくりグループ交流会



通いの場での体操

介護予防・健康づくりの活動



摂津オリジナル体操

【摂津みんなで体操四部作・せっつはつらつ脳トレ体操】

本市では、市民が介護予防・健康づくりの取組で利用できるオリジナル体操である「摂津みんなで体操四部作」と「せっつはつらつ脳トレ体操」を作成しています。

体操が収録されたDVDについては、市民や市内で活動するグループに対して無償で配布しています。

また、一部の動画は、インターネット上の動画共有サイトで視聴することができます。

【摂津みんなで体操四部作 (DVD 画像)】 【せっつはつらつ脳トレ体操 (DVD 画像)】



【摂津みんなで体操四部作】
(インターネット)



【せっつはつらつ脳トレ体操】
(インターネット)



取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 健康づくりグループ数 | 51 グループ | 49 グループ | 54 グループ | 55 グループ | 58 グループ | 60 グループ |
| 通いの場へのリハビリ 専門職派遣回数 | 220 回 | 345 回 | 360 回 | 372 回 | 384 回 | 384 回 |
| はつらつ元気でまっせ 講座開催数 | 0 回 | 3 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回 | 5 回 |

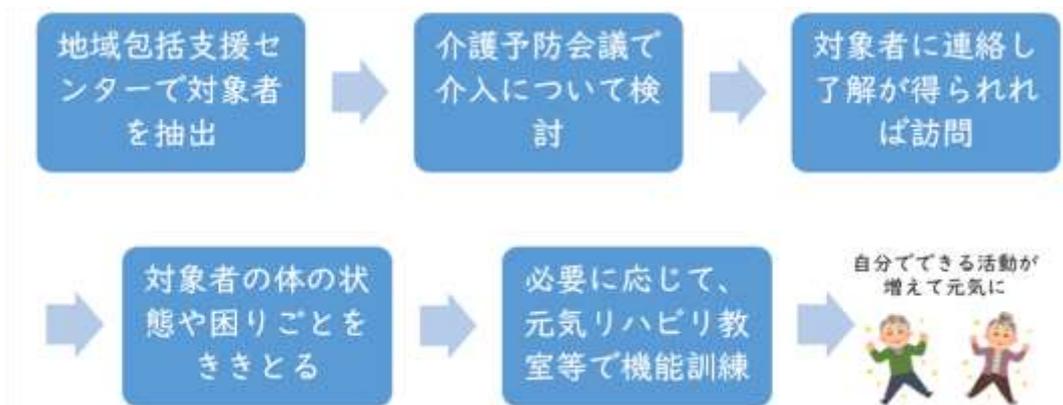
② リハビリテーションサービスの計画的な提供体制の構築

| | |
|--|--|
| 介護予防会議（地域リハビリテーション活動支援事業） | <p>地域包括支援センター・保健センター・高齢介護課の三者で開催する会議で、介護保険サービスを利用していない要支援者のうち、今後の重度化防止に向けて介入を必要とする人を抽出し、地域包括支援センター職員と保健センター職員が抽出した人を訪問します。</p> <p>また、介護予防事業全体についての企画もあわせて実施しています。</p> |
| 保健センターによるケアプラン作成時の助言（地域リハビリテーション活動支援事業） | <p>要支援者の介護予防サービス・支援計画の作成にあたり、ケアマネジャーの希望に応じて保健センターの作業療法士が訪問に同行し、要支援者の生活動作の確認、生活の支障となっている課題の見極め、介護保険サービスを利用する目標や評価の設定に対して助言を行っています。</p> |
| 元氣リハビリ教室（通所型サービスC）（介護予防・生活支援サービス事業） | <p>要支援者及び基本チェックリストの基準該当者を対象に、3か月若しくは6か月の短期集中リハビリテーションプログラムを提供し、生活改善を目指す教室です。</p> <p>日常生活の中で、生活機能の低下がみられる高齢者のご自宅を専門職（理学療法士・作業療法士）が訪問し、生活課題を明らかにします。そのうえで、一人ひとりの目標と状態像に合わせたプログラムを提供し、体操などを通じて生活機能や QOL*の向上につなげます。筋力向上という視点だけでなく、日常生活の中での具体的な困りごと（掃除や洗濯など）に着目し、日常生活の困りごとが少しでも改善できるよう取り組みます。</p> <p>また教室参加時だけでなく卒業後は通いの場等へ同行し、社会参加を促すなど長期的な視野で対象者を支援しています。</p> |
| 介護サービス事業所によるリハビリテーションの提供（居宅介護（予防）サービス給付事業） | <p>生活期のリハビリテーションにおいては、高齢者が社会の中でどう尊厳を持って暮らしていくかということが重要であり、利用者の自立支援に向けて個々の利用者に適したリハビリテーションサービスを提供しています。</p> |

コラム

介護予防会議の主な流れ

介護予防会議では、以下のような流れで、要支援者等が元気になるための働きかけを行っています。



コラム

元気リハビリ教室の一日（例）

- 9:30～ 集合（血圧・体重の測定）
- 9:40～ 準備体操（摂津みんなで体操四部作を行います）
- 9:45～ おもりを使った筋力アップ運動（重さは人によって異なります）
- 10:00～ 平行棒と踏み台を利用した運動（またぎ動作など生活動作の訓練も行います）
- 10:20～ 立ち上がりの運動（連想ゲームで頭の体操なども行います）
- 10:35～ 床に降りて体操（床から起き上がり、立ち上がりの練習なども行います）
- 10:45～ 脳トレ体操 整理体操
- 11:00 終了

【開始時】



【3か月後】



サービス利用中のプログラムだけではなく、自宅でもできるトレーニングを提供したり、食事内容を聞き取って栄養指導を行ったりします。

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|------------------------|-----|-----|---------|---------|---------|---------|
| 保健センターによるケアプラン作成時の助言件数 | 22件 | 21件 | 43件 | 60件 | 70件 | 80件 |
| 元氣リハビリ教室の実利用者数 | 56人 | 65人 | 80人 | 90人 | 100人 | 100人 |

(2) 生きがいくくり・社会参加の支援

現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、生きがいを持っている人は生きがいがない人とは比べて幸福度が高い傾向にあることがわかっています。また、運動をせず趣味活動と社会参加の両方を行っている人は、社会参加をせず運動のみを行っている人と比べてフレイルの割合が低いという研究もあり、高齢者の介護予防・健康づくりには、生きがいを持って社会参加ができる環境づくりや働きかけが重要です。

本市では、これまでにシルバー人材センター*や老人クラブのほか、つどい場等の高齢者が通うことのできる場や、趣味・サークル活動など社会参加の場について情報収集や情報発信を行ってきました。

しかしながら、「新型コロナウイルスの感染拡大を契機に地域活動への参加が減った」と回答した割合は31.1%であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会活動への参加が減少しています。社会活動への参加が減少したことにより、今後、機能低下が生じる人が増加することが予想されるため、社会活動に参加する人を増やし、機能低下を防止する必要があります。

また、「生きがい、社会参加のために働いている」と回答した割合は31.5%となっており、定年延長など、高齢者の雇用機会の拡充によりシルバー人材センターの会員数は減少傾向にあります。また、高齢者を対象とした民間サービスの発展といった社会情勢の変化から、老人クラブの会員数、老人福祉センターの来館者数も減少傾向にあります。

今後の方向性

- 地域活動の情報収集や情報発信を充実させ、身近に通える場の拡充に取り組みます。
- 就労を希望する人が体調に応じた働き方ができるような環境の整備に取り組みます。
- 会員数が減少傾向にある団体については、「活動に興味はあるが、活動内容がわからないから参加していない」ということがないように、活動内容を聞き取り、市として情報を発信していきます。また、老人福祉センターについても、社会潮流に応じた取組にシフトし、来館者の増加につなげます。

① 高齢者の通いの場の充実

| | |
|--------------------------------|--|
| 委託型つどい場・街かどデイハウス（地域介護予防活動支援事業） | 高齢者が誰でも気軽に参加でき、体操やゲームなどの活動や会話を通じて介護予防を行う場で、市民活動団体等に委託し、市が指定する場所で実施します。 |
| カフェ型つどい場（地域介護予防活動支援事業） | 高齢者が交流等を通じて、介護予防の活動を自主的に行う場です。活動場所となる市立集会所の利用料を補助しています。 |
| サロン・リハサロン（介護予防・ふれあい事業） | 校区等福祉委員会が中心となり実施している、高齢者が気軽に集まり、会場ごとに企画したレクリエーション等を通して親睦を深め合う場です。 |
| 老人福祉センター（老人福祉センター事業） | 利用者一人ひとりが健康で充実した生活を過ごせるよう、「健康体操」などの各種講座や、いきいきカレッジ（老人大学）(p.71)の運営及び同好会活動をせつつ桜苑とふれあいの里の2か所で行っています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|--------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 委託型つどい場・街かどデイハウスの参加者延べ人数 | 4,081人 | 6,628人 | 10,400人 | 10,800人 | 11,000人 | 11,000人 |
| カフェ型つどい場の箇所数 | 10か所 | 11か所 | 11か所 | 11か所 | 13か所 | 15か所 |
| カフェ型つどい場の団体数 | 20団体 | 20団体 | 21団体 | 22団体 | 23団体 | 24団体 |
| サロン・リハサロンの参加者延べ人数（※1） | 473人 | 1,952人 | 2,085人 | 2,100人 | 2,200人 | 2,200人 |
| 老人福祉センターの来館者数 | 6,018人 | 8,209人 | 8,500人 | 8,600人 | 8,700人 | 8,800人 |

※1：サロン・リハサロンのうち、社会福祉協議会のヘルパーが派遣されている回に参加している延べ人数。



つどい場の風景



委託型つどい場・街かどデイハウス・カフェ型つどい場の実施場所等は上記の二次元バーコードから確認できます。

② 多様な地域活動の情報収集と情報発信

| | |
|-----------------------------|--|
| せつつ医療・介護つながりネット（生活支援体制整備事業） | 「せつつ医療・介護つながりネット」では高齢者のつどい場や健康づくりグループをインターネット上で検索できます。また、同サイトでは、高齢者向けの介護予防講座等、高齢者の地域活動に役立つお知らせを掲載しています。 |
| 高齢者のための地域活動マップ（生活支援体制整備事業） | 高齢者が住み慣れた地域で介護予防活動、サロン活動、趣味のサークルなどに気軽に参加できるように、中学校区ごとに活動の情報を集めた「高齢者のための地域活動マップ」を発行しています。発行にあたっては、生活支援コーディネーター（p.79）が各団体を訪問し、活動の様子や団体からのメッセージ、活動場所などの情報を集めて掲載しています。 |
| 老人クラブ（老人クラブ活動事業） | 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、社会奉仕活動、友愛活動、スポーツ活動や地域の見守り活動などの事業を中心に幅広い活動を行っています。 |
| いきいきカレッジ（老人福祉センター事業） | 知識や教養を深めて生きがいづくりにつなげることや、学んだ内容を地域社会活動に役立てたりすることを目的に、せつつ桜苑とふれあいの里の2か所で講座を実施しています。講座の終了後も、学んだ内容を活かした活動が続けられるようOB会活動などを行っています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| せつつ医療・介護つながりネット（市民向けサイト）の総アクセス数 | 21,528 回 | 15,042 回 | 16,500 回 | 17,500 回 | 18,500 回 | 20,000 回 |
| 高齢者のための地域活動マップの掲載団体数 | 276 団体 | 277 団体 | 279 団体 | 290 団体 | 295 団体 | 300 団体 |
| 老人クラブ会員数 | 2,225 人 | 2,137 人 | 1,946 人 | 2,115 人 | 2,247 人 | 2,379 人 |
| いきいきカレッジ総受講者数 | 727 人 | 883 人 | 1,025 人 | 1,075 人 | 1,125 人 | 1,175 人 |



高齢者のための地域活動マップ



せつつ医療・介護つながりネットは上記の二次元バーコードから確認できます。

高齢者が参加可能なその他の活動

○生涯学習大学

生涯学習大学を実施し、講座を修了した人の学習成果を披露する機会として、「生涯学習フェスティバル」を企画・実施するなど、学びの活用を図っています。

○ニュースポーツ

小学校区ごとに配置されているスポーツ推進委員や摂津市体育協会、老人クラブなどと連携し、グラウンドゴルフやポッチャ、ゲートゴルフ、スティックリングといったニュースポーツを普及するなど、高齢者の参加しやすいスポーツ活動の場と機会の提供に努めています。

③ 就労的活動（働く場）の機会の確保

| | |
|----------------------------|--|
| シルバー人材センター（シルバー人材センター事業） | 家庭、企業、公共団体等から仕事を引き受け、会員に提供するセンターです。また、仕事の提供のみにとどまらず、小学校区ごとに地域班を組織して研修会を開催したり、各種同好会活動を設けたりなど、会員同士のつながりづくり、生きがいづくりも行っています。 |
| 健康・生きがい就労トライアル（介護予防普及啓発事業） | 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的に、市内の介護施設等で、車いすの修理や洗浄、食事の配膳などの補助業務を行うものです。就労は週2日程度、1日あたり2時間程度と、高齢者の体調に合わせたものとなっています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|---------------------|------------|------|--------|--------|--------|--------|
| シルバー人材センターの会員数 | 927人 | 988人 | 940人 | 1,040人 | 980人 | 1,000人 |
| シルバー人材センターの就業実人数 | 916人 | 834人 | 786人 | 936人 | 833人 | 854人 |
| 就労トライアルの事業所の募集人数 | 8人 （※1） | 20人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 就労トライアル市民向け説明会の参加者数 | 10人 | 20人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |

※1：募集人数8人に対して、9人の申込がありました。募集人数よりも多く受入れた事業所があったため、最終的な就労につながった人数（p.111）は9人。

2 様々な人が連携し、支え合えるまちづくり

本市では、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみ高齢者世帯が一貫して増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、今後は後期高齢者も増加する見込みとなっており、認知症の人や医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれます。そのため、こうした人々に対する地域での見守りや、医療関係者と介護関係者が連携して高齢者を支える必要性がますます増加します。また、つながりを通じて健康に関する情報や困りごとがあった際の相談先を知ることができる体制づくりが必要となっています。

本市のコンパクトなまちという強みを生かし、市民や医療関係者・介護関係者が、お互いに連携して支え合えるまちづくりに取り組みます。

基本目標を評価する指標

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和8年度 (目標年度) |
|---------------------------------|-------|-------|----------------|------------------------------|
| 「まわりの人とつながっている」の平均点数 | — | 7.0点 | — | 上昇 目標値：7.3点 (令和7年度調査) |
| 「高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う」の割合 | 45.3% | 50.3% | 50.0% | 上昇 目標値：51.0% |
| 地域包括支援センターを「知っている」「聞いたことがある」の割合 | — | 54.2% | — | 上昇 目標値：57.2% (令和7年度調査) |
| 地域づくりの参加者として「すでに参加している」の割合 | — | 4.3% | — | 上昇 目標値：5.3% (令和7年度調査) |
| 医療やケアについて「話し合っている」の割合 | — | 28.2% | — | 上昇 目標値：35.0% (令和7年度調査) |
| 認知症に関する相談窓口の認知度 | — | 17.0% | — | 上昇 目標値：25.0% (令和7年度調査) |
| ひとり暮らし高齢者の「まったくつながっていない」の割合 | — | 7.3% | — | 減少 目標値：1.2% (令和7年度調査) |

(1) 地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口となる機関で、高齢者を支援するネットワークの中核的な役割を担っています。

高齢者を取り巻く課題が複雑化・多様化していることから、相談件数が増加し、地域包括支援センターが設置された平成18年度（2006年度）の相談件数は年81件でしたが、令和4年度（2022年度）には年1,115件となっています。また、要支援者の人数が平成21年度（2009年度）の626人から、令和4年度（2022年度）には1,366人まで増加したことにより、地域包括支援センターで行っている要支援者等に対するケアプランの作成に係る業務が増加しています。

このような状況に対応するため、令和3年度（2021年度）に地域福祉活動支援センター内に設置している地域包括支援センターの分室機能となる「地域包括支援センター鳥飼分室」を鳥飼地域での相談窓口として新鳥飼公民館内に設置しました。

今後も支援を必要とする高齢者の増加が予想されるなか、地域包括支援センターがより地域に密着した活動を行えるよう、国の制度改正もふまえつつ、業務負担軽減策について検討を進めるとともに、安威川以南圏域における拠点整備等、支援体制を強化する必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療及び福祉の関係機関等による個別事例の検討や地域課題の把握を行うとともに、社会資源の調整や支援体制の構築などの協議、その他の取組を通じ、地域における包括的かつ継続的な支援を推進することを目的とした会議として、地域ケア会議を実施しています。

しかしながら、地域ケア会議をはじめとした各種会議について、役割や目的の共有が課題となっており、次ページの地域ケア会議個別会議開催状況のとおり、近隣市と比べて、個別会議の開催回数が少ないという現状があります。

【市内の地域包括支援センター地図】

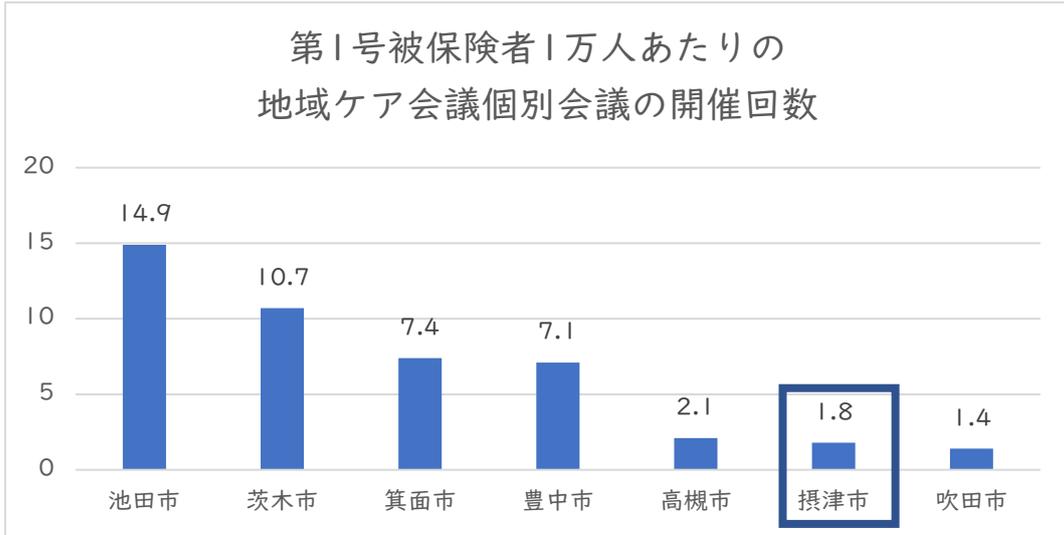


地域包括支援センター（三島2-5-4
地域福祉活動支援センター内）



地域包括支援センター鳥飼分室
（鳥飼本町1-9-45 新鳥飼公民館内）

【地域ケア会議個別会議開催状況】

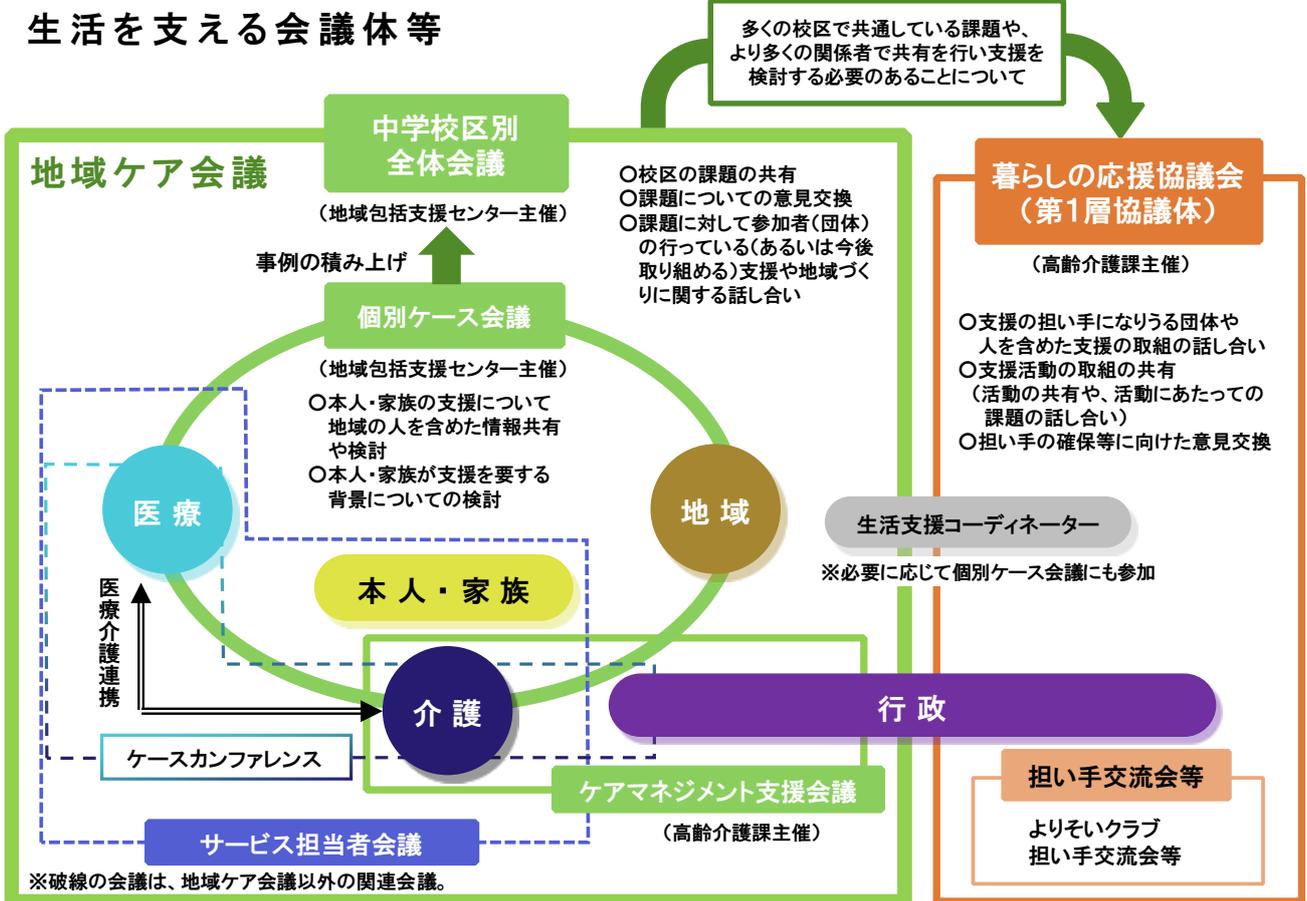


※数値については、地域包括ケア「見える化」システムの数値をもとに、以下の計算で算出。

$$\begin{aligned} & \text{地域ケア会議個別会議開催回数 (令和4年度 (2022年度) 地域包括支援センター運営状況調査)} \\ & \div \text{第1号被保険者数 (令和5年 (2023年) 3月末時点)} \\ & \times 10,000 \end{aligned}$$

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、地域ケア会議をはじめとした会議の関係性について整理しました。各種会議で話し合う課題を抽出するため、個別ケース会議の事例の積み上げが必要です。

【地域ケア会議や関連する会議等の図】



今後の方向性

- 安威川以南圏域での地域包括支援センターの新たな拠点整備を進めます。
- 国の制度改革をふまえて地域包括支援センターの業務内容の見直しを行い、業務負担の軽減につなげます。
- 地域ケア会議等を通じて関係者間のネットワークを構築し、地域課題の把握と解決に向けた取組につなげます。

① 地域包括支援センターの体制整備

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>地域包括支援センター (包括的支援事業)</p> | <p>高齢者の総合相談窓口となるセンターで、三島2丁目の地域福祉活動支援センターにあります。</p> <p>主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が在籍しており、複数の専門職がチームとなって高齢者の支援を行っています。</p> <p>主に以下の4つの業務を行っています。</p> <p>(総合相談支援業務)</p> <p>生活の中で困っていることや心配なことなどの相談を受け付け、困りごとや心配ごとの解決に向けた適切な制度・機関の紹介を行います。</p> <p>(権利擁護業務)</p> <p>高齢者の権利が守られるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業*など(p.99)の制度の紹介を行います。また、関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や解消に向けた支援を行います。</p> <p>(包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)</p> <p>高齢者を支えるネットワークの構築を行うため、地域のケアマネジャーへの支援や、医療機関や関係機関とのネットワークづくりを行います。</p> <p>(介護予防業務・介護予防ケアマネジメント業務)</p> <p>高齢者が要介護状態になることの予防に向けて、市民の介護予防の取組との連携を行います。また、要支援者等の状態が悪化しないように、訪問型サービス・通所型サービスを利用する際のケアプランの作成を行います。</p> |
| <p>地域包括支援センター鳥飼分室 (包括的支援事業)</p> | <p>鳥飼地域での身近な相談窓口として新鳥飼公民館内に設置されている地域包括支援センターの分室(ブランチ)です。</p> <p>地域包括支援センターの業務のうち、総合相談支援業務を行っています。</p> |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|--------------------|--------------|---------|---------|---|---------|---------|
| 地域包括支援センターの総合相談の件数 | 978 件 | 1,143 件 | 1,300 件 | 支援が必要な高齢者を早期発見し、早期支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実させる。 | | |
| うち、鳥飼分室の件数 | 38 件 (※1) | 65 件 | 70 件 | | | |

※1：令和3年（2021年）11月1日に開設。

② 地域ケア会議の充実

| | |
|-----------------------|---|
| 個別ケース会議（包括的支援事業） | 地域包括支援センターが中心となって実施する会議で、主に個別の高齢者の支援方法の検討や、高齢者を支える地域のネットワークの構築を目的とした会議です。 会議後には地域包括支援センターと高齢介護課職員が、個別ケース会議を通じて見えてきた地域課題について検討し、中学校区全体会議で共有しています。 |
| 中学校区別全体会議（包括的支援事業） | 地域包括支援センターが中心となって実施する会議で、主に高齢者を支える地域のネットワークの構築、地域課題の発見・把握、地域資源の発見・把握や、これらを通じた地域づくりに関して話し合う会議です。 |
| ケアマネジメント支援会議（包括的支援事業） | 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援に関する会議です。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|--------------|-----|-----|---------|---------|---------|---------|
| 個別ケース会議の開催回数 | 4 回 | 3 回 | 12 回 | 15 回 | 22 回 | 27 回 |

(2) 生活支援体制整備の推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者世帯や認知症の人の増加なども見込まれていることから、介護保険サービスだけではなく、生活支援に関するニーズが増加、多様化することが想定されます。一方、現役世代は減少していくことから、地域で高齢者を支える人的基盤の確保が今後ますます重要となります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護保険サービス以外で利用したい支援があると回答した割合は84.1%で、その支援の内容は多岐にわたっています。また、在宅介護実態調査の結果からも、在宅生活の継続にあたって多様な支援のニーズがあることがわかっています。

本市では、地域ケア会議（p.77）や暮らしの応援協議会（p.82）等の場を活用して、市民や関係者と市内の高齢者が抱える生活上の課題を共有し、必要な支援についての話し合いをしてきました。そうした話し合いを通じ、生活支援有償ボランティア「よりそいクラブ」（p.82）や、住民団体とボランティアによる要支援者等への外出支援「元気はつらつおでかけサポート」など、住民主体の支え合い活動が始まっています。

しかしながら、在宅介護実態調査では、50.0%が介護保険サービス以外の支援を利用していないと回答しており、支援を必要とする高齢者がこうした支援等を利用していない現状があります。多様化するニーズへの対応のため、民間サービスを含めた支援などの発掘・創出が引き続き必要となります。

本市では、生活を支える基盤となる重要な要素である住まいに関するパンフレットを作成し、高齢者が自分の心身の状態や生活の状況に応じて適切な住まいを検討できるよう、情報提供を行っています。今後も高齢者が希望に応じて適切な住まいを選択できる取組が必要となります。

今後の方向性

- 高齢者の多様なニーズに対する支援について、民間サービスを含めて、情報収集や情報発信を行います。
- 市民や介護サービス事業者が高齢者の支援に円滑に取り組めるよう、相談に応じて情報提供や助言を行います。
- 地域活動の情報収集や情報発信を充実させ、身近に通える場の拡充に取り組みます。（再掲）
- 高齢者が心身の状態や生活の状況に応じて適切な住まいを検討できるよう、関係機関との連携を強化します。

① 生活支援コーディネーターによる地域活動への支援や情報収集

| | |
|--|---|
| <p>生活支援コーディネーター (生活支援体制整備事業)</p> | <p>生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援や介護予防の取組を推進していくことを目的に以下の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のニーズの把握や、ニーズに対応する地域資源の情報収集・情報発信。 ・ 生活支援を行う関係者間のネットワークの構築。 ・ 関係者が行う生活支援や介護予防の取組の活性化に向けた支援。 ・ 生活支援を行う取組の検討や担い手の養成。 ・ 高齢者や医療関係者・介護関係者からの相談に応じた地域資源の紹介。 <p>第1層(市全域)生活支援コーディネーターとして高齢介護課に1名、第2層(日常生活圏域別)生活支援コーディネーターとして社会福祉協議会に2名が配置されています。</p> |
| <p>高齢者のための地域活動マップ (生活支援体制整備事業)</p> | <p>【再掲】(p.71 参照)</p> |

社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは次のような活動を行っています。

★地域で活動する高齢者の情報を収集し、情報発信しています！

地域活動マップ
(各中学校区5冊と老人クラブ1冊)を作成しています。



地域のサロンやクラブの活動が詳しく載っています。市役所や公民館などに置いていますので見てみてね！

★ニーズとサービスのマッチングを行います。

生活支援有償ボランティア活動
「よいそいクラブ」を実施しています。

各SMSで活動について紹介しています。



エアコンや換気扇の掃除など、自分でするのが難しいことってありませんか？よいそいクラブでは地域のボランティアさんがお手伝いさせていただきます。

よいそいクラブの詳細は裏面に記載

社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会
生活支援有償ボランティア活動 **「よいそいクラブ」**

暮らしのちょっとした困りごとでお手伝いさせていただく有償ボランティアの仕組みです。

庭や家の掃除、荷物整理、衣替えなど、活動時間外のゴミ出し、外出支援、おでかけ



暮らしのちょっとした困りごとでお手伝いさせていただく有償ボランティアの仕組みです。

※依頼が完了したら生活支援コーディネーターが依頼者へ訪問し、依頼内容について確認します。
※上記イラストはあくまで参考です。図にこの内容については下記お問い合わせ先までご相談ください。
※活動に必要な道具(掃除道具など)は、依頼者ご自身でご用意ください。

●利用料は、**500円/30分**です。
●ボランティアの活動時間は**平日(月)～(金)の午前10時～午後4時**です。

よいそいクラブのボランティアも募集しています
地域のちょっとした困りごとをお手伝いする活動来てみませんか？
興味のある方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
摂津市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係
生活支援コーディネーター
(平日 月～金 9:00～17:00) ☎06-6155-6140
メール: seifukusai@seifukusai.or.jp



摂津市社会福祉協議会 ホームページ QRコードから確認できます

第2層生活支援コーディネーター周知チラシ

本市での第1層生活支援コーディネーターと
第2層生活支援コーディネーターの役割

- 第1層生活支援コーディネーター（高齢介護課配置）
 - ・第2層生活支援コーディネーターの活動支援を通じて、市民や地域の専門職の活動充実に取り組む。
 - ・第2層生活支援コーディネーターの取組が活発に行えるよう、日々の業務の相談対応や方向性の調整。
 - ・介護保険制度等で制度化が必要となる場合、制度化に向けた調整。
- 第2層生活支援コーディネーター（社会福祉協議会配置）
 - ・日々の市民や専門職との連携を通じて、地域活動の把握や地域活動の発信。

【Instagram】

【フェイスブック】



コラム

生活支援コーディネーターによる支援の一例



新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたため地域の集まりを再開しているが、以前と比べて参加者数が少なく、増やしていきたい…。



集まりの場に訪問し、活動の様子を SNS* に投稿した。また、ライフサポーター (p.95) を通じて、地域のひとり暮らし高齢者に、活動が再開していることを周知した。



市内での移動販売事業を考えており「買い物で困っている」という声がある地域があれば、教えてほしい。



相談のあった事業所と打ち合わせの場を設けて、これまでの会議や活動の中で「買い物に困っている」という声を聞いている地域について、情報提供を行った。



取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|--------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 生活支援コーディネーターが地域活動を支援した回数 | 3回 | 2回 | 4回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 高齢者のための地域活動マップの掲載団体数(再掲) | 276 団体 | 277 団体 | 279 団体 | 290 団体 | 295 団体 | 300 団体 |

② 暮らしの応援協議会での情報共有や協働の取組

| | |
|---------------------------|--|
| 暮らしの応援協議会 (生活支援体制整備事業) | <p>地域ケア会議(中学校区別全体会議)等で把握された課題の解決等に向けて、様々な団体が集まって行う「地域が元気になるための話し合いの場」です。</p> <p>課題等を共有し、会の参加者を含めて支援策等を考えていくことで、市民や事業者との協働により高齢者を支える体制の充実に取り組んでいます。</p> |
|---------------------------|--|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|----------------|----|----|---------|---------|---------|---------|
| 暮らしの応援協議会の開催回数 | 1回 | 0回 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 |

③ 有償ボランティア活動等による社会参加の推進

| | |
|---------------------|--|
| よりそいクラブ(生活支援体制整備事業) | <p>高齢者の生活上の困りごとに対して市民同士の支え合い活動として支援を行う生活支援有償ボランティアの取組です。</p> |
|---------------------|--|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|--------------|------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| よりそいクラブの支援回数 | 8回 (※1) | 62回 | 189回 | 200回 | 215回 | 230回 |

※1：令和3年度(2021年度)は、11月から3月まで、市営三島団地のみを対象としたモデル事業として実施。

④ 住まいに関する情報提供

| | |
|-------------------------|--|
| 住まいのパンフレット(高齢者日常生活支援事業) | <p>住宅を探している高齢者への住まいの案内や、自宅の改修等に係る支援をパンフレット化したものです。</p> |
| 養護老人ホーム(老人入所施設措置事業) | <p>おおむね65歳以上の人で、ご自身で一定身の回りのことができず、環境上の理由及び経済的理由のため家庭で養護を受けることが困難な人が入所する施設です。また、市内には整備されていませんが、視覚障害を持つ高齢者のための「盲養護老人ホーム」があります。</p> |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|---|----|-------|---------|---|---------|---------|
| 施設での介護を希望する理由「介護のための部屋がない、入浴しにくいなど住宅の構造に問題があるから」の割合 | — | 10.9% | — | — | 10.5% | — |
| 養護老人ホームへの措置者数（年度末時点入所者数） | 5人 | 7人 | 6人 | 環境上の理由及び経済的理由のため家庭で養護を受けることが困難な人がいた際に措置を行う。 | | |
| 養護老人ホームへの措置者数（年度内開始数） | 1人 | 2人 | 1人 | | | |
| 養護老人ホームへの措置者数（年度内廃止数） | 1人 | 0人 | 2人 | | | |

令和5年4月発行

高齢者向け 住まいのパンフレット

目次

- ◆住宅をお探しの方へ住まいの案内
 - ◎ 市営住宅 1ページ
 - ◎ 府営住宅 2ページ
 - ◎ UR 賃貸住宅 3ページ
 - ◎ 高齢者施設等の種類と入所要件等 4～10ページ
- ◆自宅の改修等にかかる支援
 - ◎ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費助成 . . . 11ページ
 - ◎ 三世代ファミリー住まいるサポート制度 12～13ページ
 - ◎ 耐震診断補助金 14～15ページ
 - ◎ 耐震相談窓口の案内 15ページ
 - ◎ 住宅確保要配慮者居住支援法人 16ページ
- ◆その他の制度
 - ◎ 大阪府生活福祉資金福祉資金貸付 17～18ページ
 - ◎ あんしん賃貸支援事業 19ページ
 - ◎ 高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成 20ページ



摂津市高齢介護課



高齢者向け住まいのパンフレットは上記の二次元バーコードから確認できます。

高齢者向け住まいのパンフレット

高齢者向けの住まいとなる施設

高齢者の「住まい」となる施設については、以下のような施設があります。

| 施設 | 入居（所）時の身体状態 | 施設の概要 |
|-----------------------|-------------|--|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 原則、要介護3～5 | 常に介護が必要で在宅生活の困難な人が日常生活上の世話、機能訓練、看護などのサービスを受けながら生活する施設 |
| グループホーム（認知症対応型共同生活介護） | 要支援2以上 | 認知症のため介護を必要とする人が、少数で共同生活する施設 |
| 軽費老人ホーム（ケアハウス） | 施設により異なる | 食事・入浴・相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送る施設 |
| 養護老人ホーム | 施設により異なる | ご自身で一定身の回りのことができる状態であるものの、環境上の理由及び経済的理由のため家庭において養護を受けることが困難な人が入所する施設 |
| 有料老人ホーム | 施設により異なる | 食事や介護の提供その他生活上必要なサービスを提供する施設 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 施設により異なる | 安否確認や生活相談サービスといった生活支援サービスの提供が義務づけられている施設 |

※市内に1か所以上ある施設を掲載しています。

※「老人保健施設」については、在宅復帰を目指したりハビリを行う施設と考え、掲載していません。

※参考：高齢者の住まい～多様な住まいの紹介と留意点～（大阪府福祉部高齢介護室、平成25年（2013年）3月発行）

| 施設 | R3 | R4 | R5（見込） | R6（見込） | R7（見込） | R8（見込） |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 5か所 303床 | 5か所 303床 | 5か所 303床 | 5か所 303床 | 6か所 332床 | 6か所 332床 |
| グループホーム（認知症対応型共同生活介護） | 4か所 90床 | 4か所 90床 | 4か所 90床 | 4か所 90床 | 4か所 90床 | 4か所 90床 |
| 軽費老人ホーム（ケアハウス） | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 |
| 養護老人ホーム | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 | 1か所 50床 |
| 有料老人ホーム | 7か所 220床 | 8か所 240床 | 9か所 279床 | 9か所 279床 | 10か所 327床 | 10か所 327床 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 9か所 333床 | 9か所 333床 | 9か所 333床 | 9か所 333床 | 10か所 377床 | 10か所 377床 |

居住支援協議会

生活に困難を抱えた高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者（※）が円滑に住み替えできる体制を整備することを目的に、居住支援法人・不動産事業者・行政関係部局で構成される協議会です。

居住支援法人が事務局となり、協議会の運営が行われています。

※住宅確保要配慮者とは、低所得者、高齢者、障害者、子育て世代、被災者、外国人などで住宅の確保に特に配慮を要する人々のこと

（居住支援法人）

住宅確保要配慮者に対して賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談、見守りを行うことで、在宅での安住の場の提供を図る法人で、市内では社会福祉法人 桃林会と社会福祉法人 光摂会の2つの法人があります。居住支援法人は、次の3つの事業に取り組んでいます。

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援（相談窓口の設置及びマッチングの実施）
- ・新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取組
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る一元的な情報発信

（住まい探し協力店）

住まい探し協力店とは、住宅確保要配慮者が市内の民間賃貸住宅へ円滑な入居ができるように、住まい探しの協力してくれる店舗のことです。

協力店として登録している店舗には、右記のステッカーが交付されています。



（3）医療と介護の連携の推進【重点】

現状と課題

今後、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加が予想されています。このようななか、本市における85歳以上の人は6割以上が要介護認定を受けており、在宅で介護を受けて暮らす人は増えていくことが見込まれています。人生の最期まで自分の希望する暮らしを続けるためには、より一層、医療と介護の連携を推進することが必要です。

また、医療と介護が円滑に提供されるためには、専門職の取組だけでなく、市民の理解も必要となります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、人生の最終段階における医療・療養についての話し合いをしていると回答した割合は28.2%となっており、今後、高齢者の増加に伴って看取りを迎える人も増加するため、市民一人ひとりが医療・療養について考え、話し合える環境づくりが必要です。

一方、国においては、医療法の改正に基づき、かかりつけ医機能に関する制度整備が行われる予定です。また、医療と介護の連携の強化に向けて、医療介護情報の活用に向けた基盤整備について検討が行われており、情報の収集・提供が市町村の実施する事業として位置づけられる予定です。本市としてもこれら国の動向も考慮しながら取組を進めていく必要があります。

今後の方向性

- 医療関係者・介護関係者が抱える課題を把握し、課題の解決に向けた取組を実施することで、医療と介護の連携が円滑に行われるようにします。
- 市民が自らの今後の療養について考え、家族や医療関係者・介護関係者と話し合える環境づくりを行います。

① 医療と介護の連携の推進

| | |
|------------------------------------|--|
| 在宅医療・介護連携推進事業企画会議（在宅医療・介護連携推進事業） | 在宅医療と介護の連携の推進に向けて、医療関係者や介護関係者が集まり、課題の共有や解決に向けた取組について話し合う会議です。 |
| 多職種連携研修会（在宅医療・介護連携推進事業） | 医療関係者・介護関係者の顔の見える関係を作り、また多職種の知識の共有を行うため、高齢介護課が実施する研修会です。 |
| 在宅医療・介護連携支援コーディネーター（在宅医療・介護連携推進事業） | 医療関係者や介護関係者から、在宅医療や介護の連携に関する相談を受け付け、情報提供や取次ぎなどを行うコーディネーターです。摂津市医師会に委託し、配置しています。 |
| 地域多職種連携の会（在宅医療・介護連携推進事業） | 切れ目なく在宅医療や在宅介護が提供できるよう、職種間の業務内容の相互理解を深めていくことを目的として、様々な職種が講演し意見交換を行う研修会です。摂津市医師会の地域医療担当理事と在宅医療・介護連携支援コーディネーターが中心となり実施しています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|---------------------------|----|----|---------|--------------------|---------|---------|
| 在宅医療・介護連携推進事業企画会議の回数 | 0回 | 1回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 多職種連携研修会の回数 | 0回 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 在宅医療・介護連携支援コーディネーターへの相談件数 | 2件 | 1件 | 2件 | 関係者からの相談に応じて対応を行う。 | | |
| 地域多職種連携の会の開催回数 | 3回 | 5回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |

コラム

医療と介護の連携の取組を市ホームページに掲載しています

摂津市内外の医療関係者・介護関係者が本市で活用しているツールや在宅医療・介護連携の取組を閲覧できるよう、市ホームページに、医療と介護の連携で用いるツールや取組を掲載しています。

市ホームページは右記の二次元バーコード、またはインターネットで「摂津市 在宅医療・介護連携推進事業」と検索することで確認できます。



ケアマネ情報シール

介護保険サービスを利用している高齢者のお薬手帳に、「ケアマネジャーの事業者名」「担当者名」「電話番号」を書いたシールを貼る「せつつケアマネ情報シール（右記）」の取組を行っています。

急な体調不良など、自分で伝えることができないときに、円滑な対応ができ、市民の安全・安心な生活につながります。



② 地域住民への普及・啓発

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 市民公開講座（在宅医療・介護連携推進事業） | 医療や介護に関する市民向けの公開講座を実施しています。 |
|-----------------------|-----------------------------|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|-----------|----|----|--------|--------|--------|--------|
| 市民公開講座の回数 | － | － | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

③ 情報基盤の整備

| | |
|-----------------------------|---|
| せつつ医療・介護つながりネット（生活支援体制整備事業） | 市内の医療関係者・介護関係者向けに市からのお知らせ等を掲載する専用サイトです。 |
|-----------------------------|---|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|----------------------------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| せつつ医療・介護つながりネット（関係者向けサイト）の総アクセス数 | 20,727回 | 13,901回 | 9,800回 | 10,000回 | 11,000回 | 12,000回 |

(4) 認知症の人や家族への支援【重点】

現状と課題

高齢化の進展に伴い、認知症の人は増加しています。平成27年（2015年）1月の「新オレンジプラン」で、令和7年（2025年）には、高齢者人口の約5人に1人が認知症になると見込まれているように、認知症は誰もがなり得るものであるため、認知症への理解を社会で深めていくことが重要です。令和6年（2024年）1月1日には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

本市では、令和4年度（2022年度）末時点で3,986人の認知症サポーターを養成しており、講座等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んできました。しかしながら、支援活動の場を知る機会や支援活動の場自体が少ないため、認知症サポーターが実際の支援活動の場につながる事例が少ないという課題があります。さらに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、認知症の人への支援に必要だと思ふことという問いに対して、「認知症についての正しい知識を持った支援者の養成」と回答した割合は47.4%、「認知症についての正しい知識を普及するための啓発活動」と回答した割合は34.5%となっていることから、既に実施している認知症サポーター養成講座だけでなく、より深く認知症について学ぶことができる環境を整備する必要があります。

在宅介護実態調査では認知症があっても住み慣れた地域で生活を続けるために大切だと思ふことという問いに対して、「日ごろからの声かけやあいさつ、地域での見守り」と回答した割合は47.7%で、前回調査に比べ5.9ポイントの増加がみられ、地域での見守り体制の充実が必要とされています。地域での見守り体制づくりの一つとして、令和2年度（2020年度）より、ひとり歩き声かけ模擬訓練を実施していますが、参加者が特定の関係者に限られているという課題があります。

認知症の相談窓口については、「認知症ケアパス」や「認知症の人やその家族を支える地域資源」の冊子を発行し、周知をしていますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症の相談窓口の認知度が17.0%と低く、相談先が分からない・相談するタイミングが分からないという理由で、早期診断・早期治療につながっていない人がいるという課題があります。

コラム

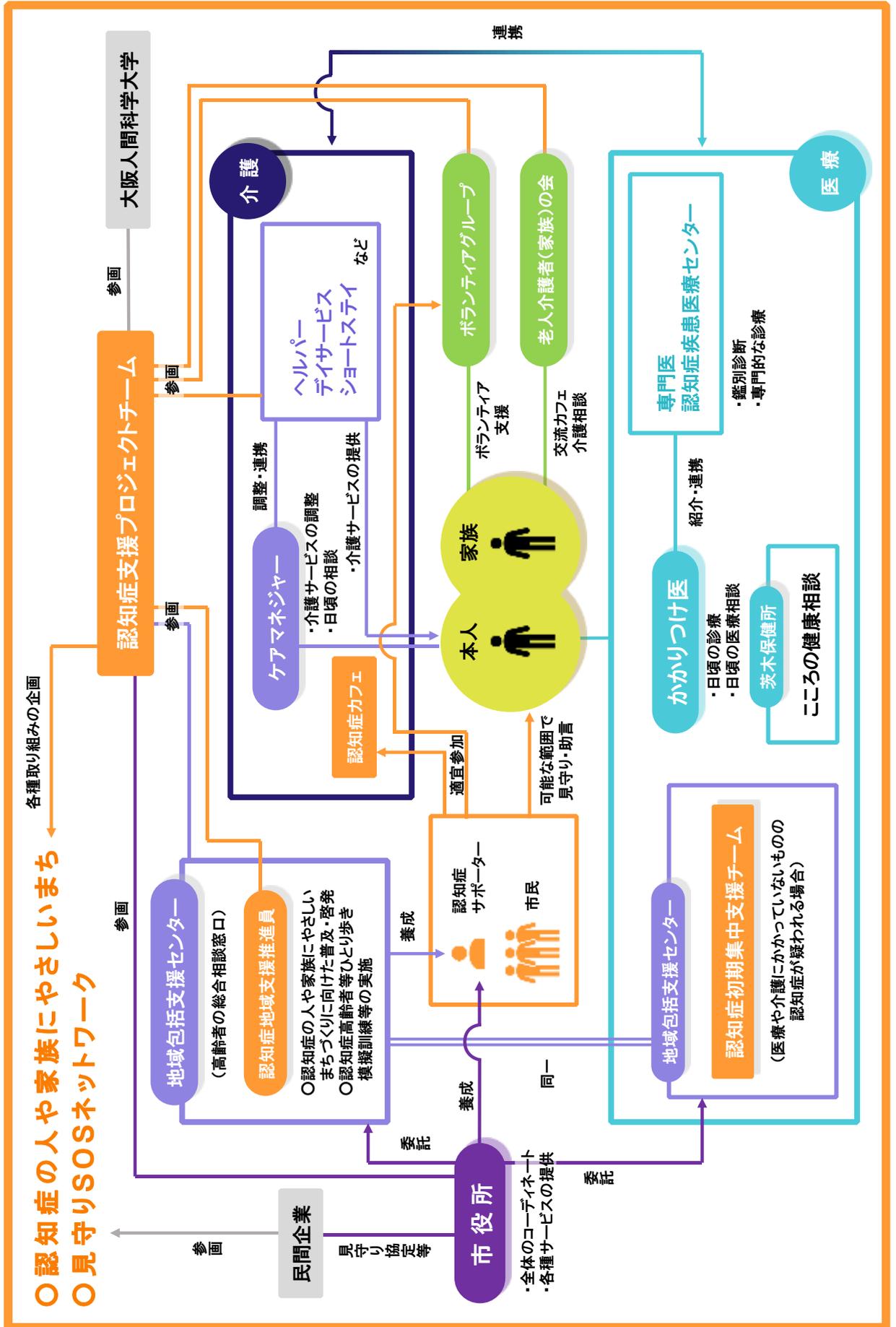
認知症の日と認知症月間

共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日と認知症月間が定められ、認知症の日は9月21日、認知症月間は9月1日から9月30日までとなっています。

認知症の日と認知症月間は、「世界アルツハイマーデー」や「世界アルツハイマー月間」と同一の日となっており、国際的に様々な取組が行われています。

認知症※を支えるネットワーク

(※若年性認知症を含む)



今後の方向性

- 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族等を見守る応援者を養成する認知症サポーター養成講座について、こどもを含む幅広い世代の人が受講できるように取り組みます。
- 地域住民や地域の事業者等と協働し、認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、より実践的な内容を学ぶ認知症サポーターステップアップ講座を実施し、支援者を養成します。
- 関係機関・団体と連携し、支援者が活動する場としてチームオレンジを設置するなど、支援者と認知症の人をつなぐ仕組みづくりを行います。
- ひとり歩き高齢者とその家族等が安心して生活することができるよう、地域住民や地域の事業者と協働して、ひとり歩き高齢者の見守り体制を構築します。
- 認知症の人がその状態に応じて、適切なタイミングで医療・介護サービスを受けることができるよう、認知症の人とその家族等を含む市民に、相談窓口の周知を行い、支援体制の整備に向けた取組を検討します。

① 認知症に対する正しい知識の普及と認知症支援活動の促進

| | |
|---------------------------------|---|
| 認知症サポーター養成講座 (認知症サポーター等養成事業) | 認知症サポーター養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族等を見守る、応援者である「認知症サポーター」を養成する講座です。市民の手によって、認知症になっても安心して暮らせるまちを実現することを目的に実施しています。 |
| 認知症支援プロジェクトチーム (認知症総合支援事業) | 平成22年度(2010年度)に、介護サービス事業者、老人介護者(家族)の会、認知症支援ボランティアグループ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢介護課、その他関係機関で構成される認知症支援プロジェクトチームが発足しました。プロジェクトチーム会議では、認知症に関する意見交換や情報共有を行い、認知症の人やその家族等への様々な支援活動を企画しています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5(見込) | R6(目標) | R7(目標) | R8(目標) |
|-------------------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター養成講座受講者数 | 87人 | 78人 | 200人 | 230人 | 260人 | 290人 |
| ステップアップ講座受講後、支援の場につながった受講者の割合 | - | - | - | 10% | 20% | 25% |

② ひとり歩き高齢者や家族への支援

| | |
|-----------------------------------|--|
| 認知症高齢者等ひとり歩き SOS ネットワーク（家族介護支援事業） | 認知症の人が行方不明になった際、協力事業者にその旨を連絡し、業務中の可能な範囲で発見に協力してもらい、行方不明になった人を早期に発見するための制度です。 |
| 認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シール（家族介護支援事業） | 認知症の人が早期に家族等の介護者の元へ戻ることができるよう支援することを目的として、認知症の人を対象に、家族等の介護者に連絡することができる二次元バーコード付きのひとり歩き見守りシールを交付しています。 |
| ひとり歩き声かけ模擬訓練（認知症総合支援事業） | ひとり歩きをする認知症役の人に声をかける体験をし、その体験を振り返り、地域での見守りや支え合いについて考える実践形式の取組です。認知症を正しく理解し、地域全体での見守りや声かけを増やすことを目的として実施しています。 |
| 認知症高齢者支援対象者情報提供制度（認知症総合支援事業） | 大阪府警から保護事案の情報提供を受け、情報提供同意者から、支援対象者の状況や介護者の困りごとの聞き取りを行っています。聞き取った内容を地域包括支援センター等の関係機関へ情報共有し、支援対象者が介護保険サービスや医療、福祉サービス等の必要なサービスにつながるよう支援しています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|-------------------------------|------|-----|--------|---|--------|--------|
| 認知症高齢者等ひとり歩き SOS ネットワーク新規登録者数 | 14人 | 14人 | 14人 | 16人 | 18人 | 20人 |
| 認知症高齢者等ひとり歩き SOS ネットワーク協力事業者数 | 87者 | 99者 | 103者 | 105者 | 107者 | 109者 |
| 認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シール交付者数 | 13人 | 15人 | 13人 | 15人 | 18人 | 20人 |
| ひとり歩き声かけ模擬訓練参加者数 | 18人 | 46人 | 50人 | 55人 | 60人 | 70人 |
| 大阪府警からの認知症高齢者支援対象者の情報提供件数 | 108件 | 85件 | 97件 | 情報提供があり次第、情報提供同意者などに聞き取りを行い、適切な支援につなげていく。 | | |

③ 認知症初期集中支援チームによる支援

| | |
|-----------------------------|---|
| 認知症初期集中支援チーム (認知症総合支援事業) | 40歳以上の自宅で生活をしている人で、認知症が疑われるが、かかりつけ医がないなどで医療につながっていない人を対象に、保健師、社会福祉士、認知症サポート医などの医療・福祉・介護の専門職で構成されるチームが一定期間（おおむね6か月以内）集中的に支援し、必要に応じて病院受診や介護保険サービスの利用など、適切な機関につないでいます。 |
|-----------------------------|---|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|----------------------------|-----|------------|---------|---|---------|---------|
| 認知症初期集中支援チーム（以下、チーム）への相談件数 | 10件 | 8件 | 20件 | チームによる支援対象者の相談があった際に、適宜対応を行い、介入後に医療・介護につながるように取り組む。 | | |
| チームで介入した件数 | 4件 | 2件 | 14件 | | | |
| チームの介入後、医療・介護につながった件数 | 3件 | 3件 (※1) | 12件 | | | |

※1：前年度から継続となっている支援ケース1件を含む。

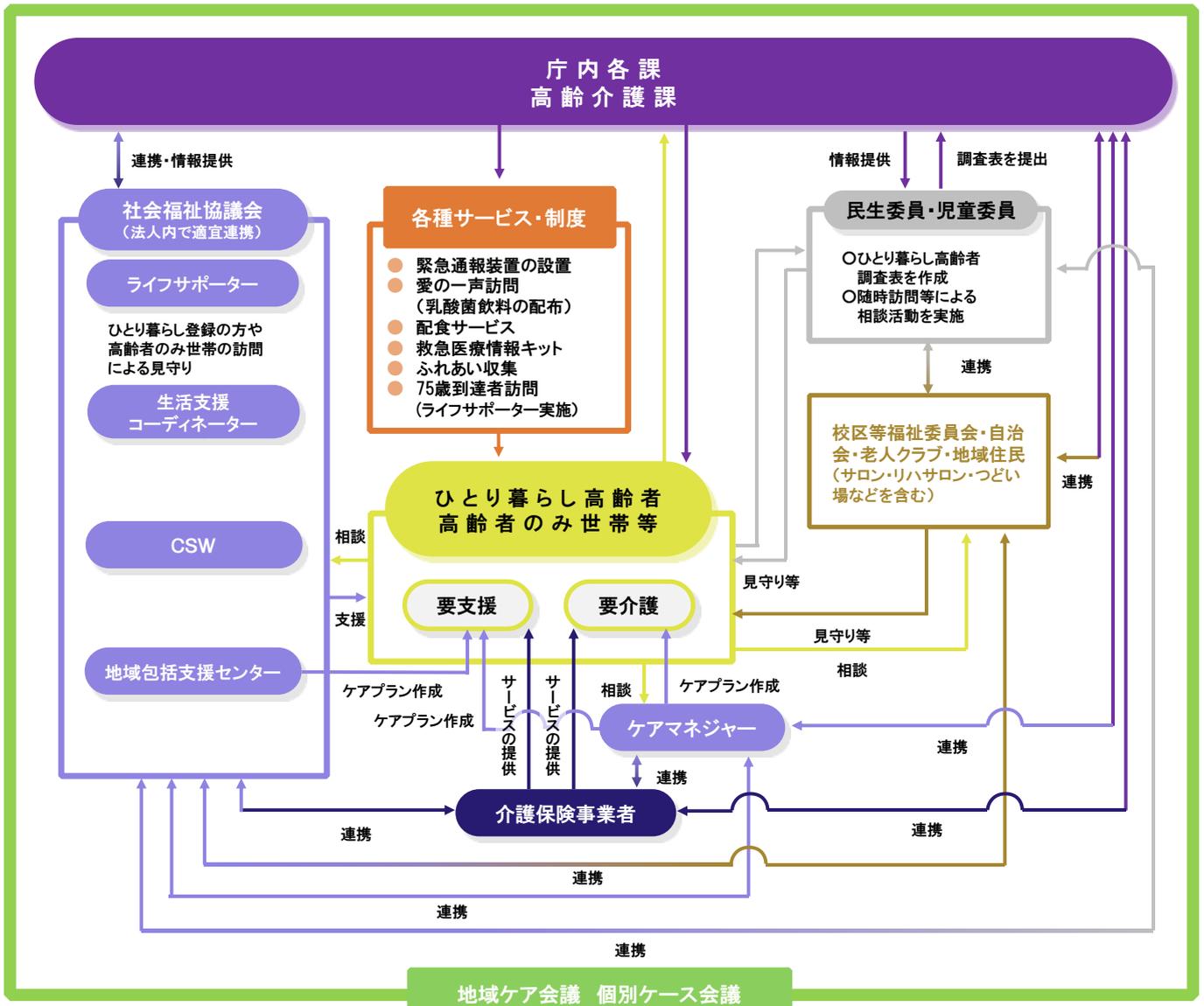
(5) ひとり暮らし高齢者等への支援【重点】

現状と課題

高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加が予想されています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、ひとり暮らし高齢者世帯で健康や日常生活の情報を「友人・近所の人」から得ていると回答した割合は38.5%と高く、近隣住民との関わりの中での情報交換が、ひとり暮らし高齢者にとって重要と考えられます。一方、ひとり暮らし高齢者は他の家族構成の世帯と比べて、まわりの人とのつながりが薄い傾向にあり、本人にとって必要な情報を得るためには、ひとり暮らし高齢者がまわりの人との関係を作ることが不可欠です。

本市では令和4年度（2022年度）末時点で1,252人がひとり暮らし登録、高齢者のみ世帯登録をしていますが、登録者数は令和元年度（2019年度）末時点から約100人減少しています。高齢者人口が増加するとともに、医療・介護サービスや地域におけるひとり暮らし高齢者の見守り等の生活支援サービスなどの需要の増加が見込まれるため、介護保険サービスに加え、福祉サービスやオンライン等の利用も含めた、地域全体での見守りがより一層重要になると考えられます。

高齢者の見守りに関する取組



支援方法の検討や関係者間のネットワークの構築を目的とした会議(P.77参照)
(適宜、医療関係者も参加)

今後の方向性

- ひとり暮らし高齢者が、近隣住民とつながりを持ち、そのつながりを通じて、必要な情報を得ることができる環境づくりに取り組みます。
- ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の人が抱える不安の軽減を目指し、サービスが必要な人に必要なサービスが行き届くよう、地域全体での見守り体制を強化します。

① ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

| | |
|--------------------------------------|---|
| ひとり暮らし登録・高齢者のみ世帯登録（ひとり暮らし高齢者等安全対策事業） | ひとり暮らし登録、高齢者のみ世帯登録をした人に対して、ライフサポーター*が訪問し、安否や現状の確認をしています。必要に応じて、福祉サービスや介護保険サービスを案内し、必要なサービスにつながるよう支援しています。また、地域活動の案内を通して、社会参加を促し、孤独・孤立防止に取り組んでいます。 |
|--------------------------------------|---|

コラム

北大阪消防指令システム

「ひとり暮らし登録」をした人の情報を、北大阪消防指令センターで管理している消防指令システムに登録します。火災や救急の通報があった際に、必要に応じてその情報を使用し、救助活動を行います。

コラム

災害時要援護者支援制度*

災害時において、家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援を受けることができない市内に在宅で生活している人で、災害時に必要な情報を提供することに同意する人から申請を受付し、地域の支援者にその情報を提供・共有することにより日頃から防災訓練に役立て、地域での連携を強化し、災害時に備える制度です。

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|--|-----|------|--------------|---------|---------|---------|
| 新規ひとり暮らし・高齢者のみ世帯登録者数 | 93人 | 130人 | 93人 | 100人 | 110人 | 120人 |
| ライフサポーターが案内した福祉サービス等の件数（ひとり暮らし・高齢者のみ世帯登録者） | — | — | 485件 (※1) | 1,160件 | 1,170件 | 1,180件 |

※1：11月より集計開始

② 75歳到達者訪問による生活実態の把握

| | |
|----------------------------|---|
| 75歳到達者訪問（ひとり暮らし高齢者等安全対策事業） | 緊急時の連絡先の把握、福祉サービスや介護予防に関する活動の情報提供、高齢者の総合相談窓口の周知を目的に、75歳を迎えた人を対象にライフサポーターが訪問しています。 |
|----------------------------|---|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|--------------------------------------|----|----|--------------|--------|--------|--------|
| ライフサポーターが案内した福祉サービス等の件数（75歳到達者訪問対象者） | — | — | 245件 （※1） | 580件 | 580件 | 580件 |

※1：11月より集計開始

③ 緊急通報装置の貸出をはじめとした見守りサービスの実施

| | |
|--------------------------|---|
| 緊急通報装置（ひとり暮らし高齢者等安全対策事業） | 家の中での体調の急変や事故の際に、速やかに対応することを目的に、緊急通報装置を貸与しています。 |
| 愛の一声訪問（ひとり暮らし高齢者等安全対策事業） | 見守りが必要なひとり暮らし登録をしている人に対し、週に1回、乳酸菌飲料の配達を通して安否の確認をしています。取り残しがある場合は、必要に応じて緊急連絡先や関係者に連絡し、状況確認を行っています。 |
| 配食サービス（地域自立生活支援事業） | 栄養管理が困難なひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の人にバランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行っています。 |

上記サービスのほか、ふれあい収集などのサービスは、p.103～p.104に掲載しています。

また各種サービスの詳細については、右記の二次元バーコードから確認できます。

【高齢者のための福祉サービスの冊子（インターネット）】



コラム

救急医療情報キット・救急医療情報シート（携帯版）

救急搬送の際に迅速な対応が受けられるよう、医療情報や緊急連絡先を記入して冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」、同様の情報が記入でき、持ち運びができるサイズにした「救急医療情報シート（携帯版）」を配布しています。

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|---------------|-----|-----|---------|---------|---------|---------|
| 緊急通報装置の新規利用者数 | 23人 | 27人 | 78人 | 72人 | 76人 | 80人 |
| 愛の一声訪問新規利用者数 | 21人 | 7人 | 27人 | 24人 | 27人 | 30人 |
| 配食サービス新規利用者数 | 52人 | 28人 | 52人 | 48人 | 48人 | 48人 |

(6) 高齢者の権利擁護の推進

現状と課題

高齢者が権利を守られ安心して暮らすためには、地域の見守りのネットワークが重要です。本市では、高齢者虐待への対応について、高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議で毎年の相談状況や対応状況を関係機関と共有し、早期発見につなげるとともに、介護者が孤立しないよう、地域の関係者を含めた支援が行える環境づくりに向けた取組をしています。高齢者虐待は様々な要因が重なり合って発生します。表面上の行為にとらわれず、状況を正確に把握することが大切です。特に高齢者とその家族等を孤立させない取組や介護保険等の利用にあたって高齢者本人のニーズに合ったケアマネジメントが行われているかを見直すことなど、関係機関と連携した支援が必要です。

また、ひとり暮らし高齢者が増えるなかで、高齢者を狙った消費者被害等が発生しています。必要に応じて、本人に代わって金銭管理・契約行為などを行う成年後見制度や日常生活自立支援事業等により、高齢者の権利が守られる体制を整えていくことが必要となっています。

今後の方向性

- 関係機関と共に、高齢者と介護者が孤立しない地域づくりを行います。
- 支援を必要とする人が必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業等の支援制度につながる体制づくりに取り組めます。

① 高齢者虐待防止の推進

| | |
|---------------------------------|--|
| 高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議（高齢者権利擁護事業） | 医療関係者、介護関係者、市民団体、警察署、行政機関等の様々な団体が集まり、高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図りながら、地域における様々な関係者ネットワークを構築することを目的として開催する会議です。 |
| 養護者による虐待への対応や防止（高齢者権利擁護事業） | 日々の対応については、地域包括支援センターを中心に、特に虐待に気づきやすいケアマネジャーと連携し、早期発見・早期対応を行っています。また、医療関係者や介護関係者等の関係機関と共に、養護者（介護者）を含めた支援を行っています。 土日祝日や夜間などは、必要時に宿直室を通じて対応ができる体制となっています。 |
| 養介護施設従事者による虐待への対応や防止（高齢者権利擁護事業） | 介護保険施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の従事者を対象に、学識経験者を講師に招いて、高齢者の権利擁護の観点から、虐待防止、身体拘束廃止等をテーマに研修会を開催しています。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|----------------------|-----|-----|--------|----------------------------------|--------|--------|
| 高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 養護者による虐待（疑いを含む）の相談件数 | 41件 | 35件 | 50件 | 相談に応じて、相談者や関係者からの聞き取りなどの事実確認を行う。 | | |
| 養護者による虐待の認定件数 | 21件 | 10件 | 14件 | 相談に対して事実確認を行ったうえで認定を行う。 | | |

② 成年後見制度の普及

| | |
|-------------------|--|
| 成年後見制度（高齢者権利擁護事業） | 認知症などで判断能力が十分でない人に対して、契約行為や金銭管理を行う成年後見人などをつける制度です。 |
|-------------------|--|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|----------------|----|----|--------|-----------------------------|--------|--------|
| 成年後見制度市長申立ての件数 | 4件 | 1件 | 2件 | 制度が必要な人が適切に制度を利用できる状況を継続する。 | | |
| 成年後見制度の報酬助成の件数 | 5件 | 3件 | 3件 | | | |

成年後見制度の種類と関連制度

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度で、本人の判断能力に応じて以下の種類があります。

| 類型 | 補助 | 保佐 | 後見 |
|-------------------|---|---|-------------------------------------|
| 対象となる人 | 重要な手続きや契約の中で、ひとりで決めることに心配がある人 | 重要な手続きや契約などを、ひとりで決めることが心配な人 | 多くの手続きや契約などを、ひとりで決めることがむずかしい人 |
| 後見人等により受けられる支援の範囲 | 一部の限られた手続きや契約などを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう | 財産に関わる重要な手続きや契約などを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう | 全ての契約などを ・代わってしてもらう ・取り消してもらう |

※参考：厚生労働省ホームページ「成年後見制度についてよくわかるパンフレット」

任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる人や将来その人に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定め、公証役場で契約を締結しておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。

関連制度

○日常生活自立支援事業

認知症等により判断能力が少し低下してきた人を対象に、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う制度。

（対象者）

認知症等により判断能力が不十分ではあるものの、日常生活自立支援事業の契約の内容について判断し得る能力を有している人

（支援の内容）

- ・福祉サービスの利用援助、行政手続に関する援助等
- ・預金の払戻し・預入れ等の日常的な金銭管理
- ・定期訪問による生活状況の把握

摂津市消費者安全確保地域協議会

高齢者をはじめ、消費生活上特に配慮を必要とする消費者の見守りや安全の確保のため、令和4年度（2022年度）に「摂津市消費者安全確保地域協議会」を設置しました（消費者安全法第11条の3）。消費者被害の発生を防止するため見守りや啓発活動を通して、警察署等の関係機関との連携を強化し、高齢者等の見守りネットワークの充実を目指します。

3 高齢者が安心してサービスを受けられるまちづくり

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大する一方、核家族化の進行、介護者の高齢化など、高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しています。

介護者の介護離職を防止し、高齢者やその家族等が安心して介護保険サービスを利用するためには、サービス基盤の整備や介護人材を確保し、サービス提供体制を維持するとともに、介護者への相談支援などに取り組む必要があります。

また、利用者を適正に認定し、真に必要な過不足ない介護保険サービスを提供するため、介護給付の適正化を推進し、介護保険制度の持続可能性を高めていきます。

基本目標を評価する指標

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和8年度 (目標年度) |
|---|-------|-------------------|----------------|------------------------------|
| 「高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う」の割合(再掲) | 45.3% | 50.3% | 50.0% | 上昇 目標値：51.0% |
| 介護保険サービスを利用していない理由「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」の割合 | — | 3.7% | — | 減少 目標値：3.5% (令和7年度調査) |
| 訪問型サービス・通所型サービスの総事業費に対する「多様なサービス」の事業費割合 | 3.1% | 5.9% (※1：4.9%) | 3.96% | 上昇 目標値：6.15% (※1からの上昇) |
| 事業を通じて確保した担い手の人数 | 29人 | 40人 | 20人 | 増加 目標値：25人 |

※1：「元気はつつおでかけサポート(訪問型サービスD)」のスタートアップ支援に係る費用を除く割合。

(1) 高齢者・家族介護者への支援

現状と課題

家族介護者が抱える問題については、他の人に介護の大変さを理解してもらえないことや、家族の中でも理解してもらえないことが多いといった悩みがあることがあげられます。

在宅介護実態調査では、在宅で生活している人のほとんどが、主に配偶者や子などの家族からの介護を受けていると回答しています。

介護を理由とした離職やヤングケアラーを含め、介護者本人や家族の中だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、相談先の周知や介護者の精神的ストレスの軽減を図る取組が必要です。また、低所得者への配慮に努めるとともに、介護保険サービスに加えて、高齢者やその家族の多様なニーズに対応した各種高齢者福祉サービスを提供していくことが必要です。

今後の方向性

- 介護保険サービスと高齢者福祉サービスを効果的に組み合わせつつ、負担と供給のバランスを図りながら各種事業を展開します。
- 介護保険サービスを必要とする誰もが安心して利用することができるよう、介護保険料のほか、「特定入所者介護（予防）サービス費の給付」や「高額介護（予防）サービス費*の給付」などのサービス利用料の負担軽減を図り、引き続き低所得者の費用負担への配慮を行います。
- 高齢者が自らの状況に応じた必要なサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう、介護保険制度やサービス等に関する周知・情報提供を行うとともに、相談・苦情体制の充実を図ります。

① 介護サービス相談員の派遣

| | |
|---|---|
| <p>介護サービス相談員の派遣 （介護サービス相談員派遣事業）</p> | <p>市内の介護サービス事業所には、市が委嘱した介護相談員を定期的に派遣し、利用者の相談に応じています。また、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対しても、住宅の質を確保できるよう、介護サービス相談員の派遣受入れについて働きかけを行っています。</p> |
|---|---|

② 在宅生活を支えるサービスの充実

●介護予防・生活支援サービス（多様なサービス）

| | |
|--|---|
| <p>訪問型サービス A（介護予防・生活支援サービス事業）</p> | <p>市が指定した摂津市訪問型サービス A 従事者（訪問生活支援員）養成研修の修了者、または同等の資格を有した者が、訪問型サービスより安価に、身体介助を含まない生活援助を行っています。本市では、指定事業者として布亀株式会社、委託事業者としてシルバー人材センターが実施しています。</p> |
| <p>訪問型サービス D（元気はつらつおでかけサポート） （介護予防・生活支援サービス事業）</p> | <p>要支援者等が、介護予防の活動、買い物、通院での定期的な外出を行う際に、住民団体によるボランティアが車両で外出の支援を行っています。</p> |
| <p>通所型サービス C（元氣りハビリ教室）（介護予防・生活支援サービス事業）</p> | <p>【再掲】(p.67 参照)</p> |

●高齢者福祉サービス

| | |
|--|--|
| 高齢者移送サービス (高齢者日常生活支援事業) | ひとりで外出することが困難で車いすを利用する高齢者が通院等で外出する際に、福祉車両で移送するサービスを行っています。 |
| 高齢者短期入所・ナイトケア (高齢者日常生活支援事業) | 介護者の入院や冠婚葬祭等のやむを得ない理由により、家庭で介護できない場合や、夜間の介護が困難な場合などに、要介護状態にある高齢者が一時的に施設で介護を受けることができる制度です。 |
| 日常生活用具の給付・貸与 (高齢者日常生活支援事業) | 認知症や心身機能の低下により防火等の配慮が必要な高齢者を対象に、電磁調理器・火災警報器・自動消火器・布団乾燥器を給付しています。また、低所得で常時介護が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、連絡手段確保のための福祉電話を貸与しています。 |
| 訪問理美容サービス(高齢者日常生活支援事業) | 自力または介助により理容店・美容店を利用することが困難な要介護3～5の高齢者を対象に、理容師または美容師が利用者の自宅を訪問する際の出張費を助成しています。 |
| 家族介護用品の給付(家族介護支援事業) | 要支援1から要介護3で認定調査票の排せつに係る項目に該当がある、若しくは要介護4・5の市町村民税非課税世帯で在宅で生活している人を対象に、家族介護用品給付券を交付しています。 |
| 高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成 (高齢者日常生活支援事業) | 65歳以上のひとり暮らし世帯、または65歳以上の人を含む60歳以上の人のみで構成されている世帯に対し、家賃の一部を助成しています(世帯の収入制限あり)。 |
| ひとり暮らし登録・高齢者のみ世帯登録 (ひとり暮らし高齢者等安全対策事業) | 【再掲】(p.95 参照) |
| 緊急通報装置 (ひとり暮らし高齢者等安全対策事業) | 【再掲】(p.96 参照) |
| 愛の一声訪問 (ひとり暮らし高齢者等安全対策事業) | 【再掲】(p.96 参照) |
| 配食サービス (地域自立生活支援事業) | 【再掲】(p.96 参照) |
| はり・きゅうマッサージ施術費助成 (介護予防・ふれあい事業) | 高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とし、65歳以上の人(年度内に65歳になる人を含む)を対象に、はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成しています。 |
| 認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク (家族介護支援事業) | 【再掲】(p.92 参照) |
| 認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シール (家族介護支援事業) | 【再掲】(p.92 参照) |

●その他のサービス

| | |
|----------------------------|---|
| ふれあい収集（ごみ収集処理事業（ふれあい収集事業）） | 家庭ごみを排出場所まで出すことが困難な高齢者や身体の不自由な人の世帯などを対象に、職員がごみ回収と声かけをしています。 |
| 通話録音装置の貸出（消費生活相談ルーム事業） | 高齢者を狙った詐欺被害の未然防止のため、自動通話録音装置を無料で貸出しています。家庭の電話回線を使って固定電話に取り付けるもので、電話の着信があったとき、電話の発信相手に対し警告メッセージを流し、通話の内容を録音します。対象は、市内在住のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、日中に高齢者のみとなる世帯、貸出しが必要と認められる世帯（要相談）です。 |

③ 低所得者への支援

| | |
|---|--|
| 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減（特定入所者介護（予防）サービス費給付事業） | 施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、非課税世帯など一定の要件を満たした場合に、食費と居住費を軽減しています。 |
| 高額介護（予防）サービス費（高額介護（予防）サービス費給付事業） | 1か月の介護保険サービスの自己負担額の合計額が高額になり、世帯の所得等に応じた上限額を超えた場合に、その超えた額を高額介護（予防）サービス費として支給しています。 |
| 高額医療合算介護（予防）サービス費（高額医療合算介護（予防）サービス費給付事業） | 1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が高額になり、世帯の所得等に応じた上限額を超えた場合に、その超えた額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給しています。 |
| 社会福祉法人による利用者負担額軽減（社会福祉法人介護特例補助事業） | 低所得で生計が困難である人を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図っています。 |
| 保険料の減免（介護保険賦課徴収事業） | 災害に遭われた場合や失業等により収入が著しく減少した人に対する減免制度のほか、市独自制度として非課税世帯など一定の要件を満たした場合に保険料を軽減しています。 |

④ 家族介護者への支援

| | |
|---|---|
| 介護保険制度等の普及・啓発（介護保険啓発事業） | 市ホームページやパンフレットなど多様な媒体を活用し、介護保険制度や高齢者福祉施策等を普及・啓発しています。 |
| 介護をする人への相談機関の周知（地域包括支援センター等の相談機関の周知）（包括的支援事業）（家族介護支援事業） | 介護をする人が必要に応じて早期に相談ができるよう、地域包括支援センターをはじめとした相談機関について周知を行っています。また、老人介護者（家族）の会が実施する電話相談や、誰でも参加可能な交流カフェである「楽々カフェ」など、家族介護者が自身の不安や悩みなどを相談できる場の周知を行っています。 |
| 家族介護用品の給付（家族介護支援事業） | 【再掲】（p.103 参照） |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|-------------------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 介護サービス相談員の派遣回数と派遣事業所数 | 派遣9回 25事業所 | 派遣36回 27事業所 | 派遣80回 16事業所 | 派遣160回 17事業所 | 派遣172回 18事業所 | 派遣184回 19事業所 |
| 訪問型サービスAの実利用者数 | 7人 | 17人 | 18人 | 18人 | 20人 | 22人 |
| 元気はつらつおでかけサポートの年間延べ支援回数 | － | 538回 | 1,100回 | 1,200回 | 1,200回 | 1,200回 |
| 元気リハビリ教室の実利用者数（再掲） | 56人 | 65人 | 80人 | 90人 | 100人 | 100人 |
| 高齢者福祉サービスの利用率 | 11.8% | 10.9% | 10.5% | 10.5% | 10.5% | 10.5% |
| 介護に悩んだときに相談する人「そのような人はいない」の割合 | － | 2.2% | － | － | 1.3% | － |

(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

現状と課題

介護保険制度は制度開始以来、サービスの内容や利用方法、費用など定期的な見直しが行われています。それらの内容を利用者やその家族等に対して、より分かりやすく説明していくとともに、適正なサービス提供や利用を促進するためには介護サービス事業者にも、より複雑化している介護保険制度を正しく理解してもらうことが必要です。

また、災害の発生や感染症流行等の状況をふまえ、高齢者がそうした脅威に直面した場合にも、適切な支援・サービスを受けられるよう、災害・感染症対策や体制の構築など日頃からの備えが必要です。

今後の方向性

- 高齢者やその家族等が質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスに関する積極的な情報提供・発信を行います。
- 関係機関等との連携によるサービスの質の向上に向けた取組と介護サービス事業者に対する指導・助言を推進します。
- 日頃から介護サービス事業者とともに、業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練を実施し、介護サービス事業所における災害・感染症対策を推進します。

① 介護保険制度等の普及・啓発

| | |
|-------------------------|----------------|
| 介護保険制度等の普及・啓発（介護保険啓発事業） | 【再掲】(p.105 参照) |
|-------------------------|----------------|

② 運営指導の計画的な実施

| | |
|-----------------------|--|
| 事業者への助言・指導（介護給付適正化事業） | 介護サービス事業者に対して、適宜助言や指導を行うとともに、人権の尊重や利用者本位のサービス提供に関する集団指導や運営指導等を行い、適正な事業所運営が行われるよう支援しています。 |
|-----------------------|--|

③ 介護サービス事業者間の連携確保

| | |
|-----------------------|---|
| 事業者への情報提供（生活支援体制整備事業） | 医療関係者・介護関係者向けに市からのお知らせを掲載するWEBサイト「せつつ医療・介護つながりネット」を運用しており、より鮮度の高い情報提供を行うため、定期的な更新を行っています。 |
|-----------------------|---|

| | |
|---------------------------------|--|
| 災害・感染症対策に係る体制の整備 (介護給付適正化事業) | 業務継続計画（BCP）に基づく研修のあり方や訓練の実施方法等、計画の円滑な運用に向けた勉強会の実施について、摂津市介護保険事業者連絡会と調整を図っています。 |
|---------------------------------|--|

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|--------|----|----|--------|--------|--------|--------|
| 運営指導回数 | 0回 | 3回 | 10回 | 7回 | 7回 | 7回 |

（3）介護保険サービスの質の向上

現状と課題

介護保険サービスを必要とする人を適正に認定し、適切なサービスを過不足なく提供するように促す介護給付適正化事業は、給付費抑制効果や自立支援の考え方などから介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとする重要な事業です。

本市では、理学療法士等による住宅改修の現地調査やケアマネジャーの資格を持つ介護給付適正化専門員によるケアプラン点検等を実施していますが、今後もケアマネジャー等に対し、「気づき」の機会をより多く提供し、適切で質の高いケアプラン及びサービス提供ができる環境の整備に向けた取組が一層重要となってきます。これらに加えて、令和6年度（2024年度）から全ての介護サービス事業所を対象に、虐待の発生又はその再発を防止するための、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置の義務化により、利用者の人権擁護、虐待防止等の取組を行うことが必要となりました。

今後の方向性

- 多様化するニーズに対応した質の高い適正なサービスの提供が実現できるよう、介護サービス事業者への支援を推進します。
- 今後も真に必要とされるサービスの確保と質の向上に努め、適切に提供できる環境の整備を図ることで、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 給付適正化については主要3事業（「ケアプラン点検」「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」）を着実に実施し、大阪府の介護給付適正化計画との整合性を確保します。
- 運営指導を通じて、虐待防止に向け義務化された取組が実施できているかを確認し、助言していきます。また、研修等必要に応じた支援を行います。

① 介護サービス事業者の適正化支援

| | |
|------------------------------------|--|
| ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検（介護給付適正化事業） | <p>ケアマネジャーの資質の向上を目的としたケアプラン点検（介護給付適正化ヒアリング）を行っています。</p> <p>ケアマネジャーと共に確認検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促し、利用者の自立を促した適切なサービスが提供されるよう市全体のケアマネジメントの質の向上を目指しています。</p> |
| 介護サービス相談員の派遣（介護サービス相談員派遣事業） | 【再掲】(p.102 参照) |

② 介護サービス事業者等の権利擁護の啓発

| | |
|---------------------------------|---|
| 介護サービス事業所への権利擁護の啓発（高齢者権利擁護事業） | <p>高齢者虐待や消費者被害の防止には、介護職員の「気づき」が重要です。高齢者虐待等の防止・早期発見のためのチェックリストを作成し、ケアマネジャーへの配付・周知のほか、訪問介護サービス事業所の職員を対象に虐待防止の対応に関する研修会を実施しています。</p> <p>また、消費者生活安全確保地域協議会において、介護サービス事業所と共に消費者被害の状況や防止に向けた取組について共有するなど、介護職員の「気づき」を促し、権利擁護につながる取組を実施しています。</p> |
| 養介護施設従事者による虐待への対応や防止（高齢者権利擁護事業） | 【再掲】(p.98 参照) |

③ 介護給付適正化（主要3事業）の推進

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 要介護認定の適正化（介護給付適正化事業） | 介護保険制度において、要介護認定を受ける場合は、認定調査員が訪問し、心身の状態を確認する調査（認定調査）が行われます。正確な調査資料をもとに要介護認定を行うために、認定調査票の点検を行っています。 | |
| ケアプラン等の点検（介護給付適正化事業） | ケアプラン点検 | ケアプランの記載内容について点検を行い、ケアマネジャーと共に確認検証しながらケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、利用者の自立を促した適切なサービスが提供されるよう質の向上を目的としたヒアリングを行っています。 |
| | 住宅改修・福祉用具実態調査 | 住宅改修時の事前事後調査においては、保健センターへの委託により、理学療法士・作業療法士による現地調査を行い、確認・助言を行っています。また、福祉用具購入・貸与調査では、その必要性や利用状況等について点検を行っています。 |
| 医療情報との突合・縦覧点検（介護給付適正化事業） | 大阪府国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報をもとに、サービス実績の点検を行っています。 | |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5 (見込) | R6 (目標) | R7 (目標) | R8 (目標) |
|--------------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 資質の向上を目的としたケアプランヒアリング回数 | 10回 | 10回 | 10回 | 24回 | 24回 | 24回 |
| 介護サービス相談員派遣回数・派遣事業所数（再掲） | 派遣9回 25事業所 | 派遣36回 27事業所 | 派遣80回 16事業所 | 派遣160回 17事業所 | 派遣172回 18事業所 | 派遣184回 19事業所 |
| 権利擁護研修会開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 介護給付適正化 | | | | | | |
| 認定調査票点検割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ケアプラン点検回数 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 住宅改修の点検割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 福祉用具購入・貸与調査回数 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 医療情報との突合・縦覧点検回数 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |

(4) 介護人材の確保・定着【重点】

現状と課題

介護従事者は全国的に離職率が高い傾向にあり、第9期計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）頃には、介護現場において職員が約38万人不足するとも言われています。本市においても、人材確保に苦慮する介護サービス事業所があり、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっています。

令和4年度（2022年度）に市内の居宅介護支援事業所に実施した人材確保等調査では、「担い手が不足していてサービス調整が困難と感じているサービス」として、訪問介護（73.7%）・他の居宅介護支援事業所（63.2%）の2つのサービスの割合が高くなっており、特にこれらのサービスについては、早急な対応が必要となっています。また、その他のサービスについても、現在は担い手の不足を感じている割合が低いものの、今後の需要の増加に伴い、不足が生じるおそれもあります。

このような状況もふまえ、中長期的かつ継続的に必要な介護保険サービスが提供できるよう、介護保険制度の基盤となる介護人材の確保を行いつつ、高齢者自身が可能な限り地域の担い手として活動をしていくことが求められています。

また、大阪府では、生産性向上に資するワンストップ型の窓口や介護現場革新のための協議会の設置等が検討されています。市の役割として、これらの施策の推進に向けた対応が求められています。

【表2 担い手が不足していてサービス調整が困難と感じているサービス】

| サービス | 訪問介護 | 居宅介護支援 | 訪問看護 | その他 |
|------|-------|--------|------|-----|
| 割合 | 73.7% | 63.2% | 5.3% | 0% |

「居宅介護支援事業所 人材確保アンケート」 令和4年度（2022年度） 高齢介護課実施
（調査対象：摂津市介護保険事業者連絡会に加入する居宅介護支援事業所19か所）

今後の方向性

- 北摂地域介護人材確保連絡会議において、地域における介護人材確保に関する情報提供、意見交換を行うほか、介護に関心がある人・元気な高齢者・関係団体と介護人材不足の課題を抱える介護サービス事業所とのマッチングを引き続き実施します。
- 介護人材のスキルアップや負担軽減に資する国・大阪府等の既存制度の周知を行います。
- 複雑化する介護保険制度への対応、介護現場におけるハラスメント対策など、介護従事者が安心して働くことができる環境づくりに向けた研修の実施を検討していきます。
- 介護従事者の負担軽減・介護現場における生産性の向上に向け、ICT導入や外国人を含めた介護人材の確保・定着支援等、大阪府が設置を予定しているワンストップ型の窓口の活用など、関係機関と連携した取組を進めます。

① 介護人材の確保・育成・定着につながる取組

| | |
|---------------------|---|
| 福祉就職フェアの実施 | 摂津市介護保険事業者連絡会と協力して「摂津市福祉就職フェア」を開催し、求職者と介護サービス事業所とのマッチングに取り組んでいます。 |
| 資格取得等に関する研修機会の確保 | 新たな介護人材確保のため、介護サービス事業所への就職に必要な資格を得る機会を提供しています。 介護従事者の早期離職防止・資質の向上に向け必要となる取組を検討しています。 |
| 介護人材の資質向上等に関する制度の周知 | 介護人材の資質向上や負担軽減に資する国・大阪府等の既存制度の周知を行っています。 |
| 介護現場での業務負担軽減 | 国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化に向けた取組を進めています。 |

② 多様な主体の確保

| | |
|-------------------------------|---|
| 訪問型サービス A 従事者養成研修（生活支援体制整備事業） | 定期的に訪問型サービス A 従事者研修を実施し、従事者を養成しています。 |
| 健康・生きがい就労トライアル（介護予防普及啓発事業） | 働きたいと考えている元気な高齢者と介護職の負担を軽減したいと考えている介護施設等のマッチングを行い、介護施設等で働き手が確保できるよう支援しています。 |
| よりそいクラブ（生活支援体制整備事業） | 市民同士の支え合い活動であるよりそいクラブ（p.82 参照）の担い手について、各種機会を通じて募集を行い、担い手の確保に取り組んでいます。 |

取組の指標

| | R3 | R4 | R5（見込） | R6（目標） | R7（目標） | R8（目標） |
|---|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 福祉就職フェアの参加者数 | 80 人 | 61 人 | 43 人 | 60 人 | 70 人 | 80 人 |
| 訪問型サービス A 従事者養成研修の修了者数 | 10 人 | 7 人 | 5 人 | 10 人 | 15 人 | 20 人 |
| 訪問型サービス A 従事者養成研修修了後、事業所に登録した人数 | 10 人 | 2 人 | 0 人 | 3 人 | 5 人 | 6 人 |
| 健康・生きがい就労トライアル事業を通じて介護サービス事業所での就労につながった人数 | 9 人 | 4 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 |
| よりそいクラブの新規担い手登録者数 | 10 人 | 30 人 | 11 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 |